平成２１年（フ）第９９２号
静岡市清水区八坂北１丁目２番40号、旧住所神奈川県厚木市長谷417番地１　加藤ビル１Ｆ
債務者　木村　嘉志
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３号
静岡県御前崎市御前崎48番地の２　みさき住宅105号
債務者　松山エルダこと　マツヤマ　マリアクリスエルダ　コキタ
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９４号
岡山県勝田郡勝央町植月北902番地46
債務者　平田　千恵
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２３号
岡山県勝田郡勝央町岡65番地２
債務者　長舩みどり（旧姓福嶋）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３４号
長崎県佐世保市大和町1309番地１
債務者　松尾カズ子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
長崎県佐世保市大和町1309番地１
債務者　松尾　美加
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
東京都八王子市川口町150番地17
債務者　山崎　正義
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１３号
東京都国分寺市光町３丁目16番地10小和田方
債務者　舘　みち代
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７９号
東京都八王子市散田町３丁目12番19号玄栄荘102号
債務者　小清水敏男
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１８号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地２―10―705
債務者　加藤　祥子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９６８号
静岡市葵区東千代田２丁目３番13―404号
債務者　寺尾　芳子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６７号
静岡市清水区小河内3445番地の３
債務者　深澤　滋子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８７４号
静岡市駿河区西島695番地の５　栗田借家１号
債務者　大塚美江子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９０５号
静岡県静岡市葵区新伝馬１丁目９番31号　サンピュアライトシャワーⅡ101号
債務者　近藤　　健
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９１７号
埼玉県さいたま市緑区東大門２丁目２―21―405
債務者　関　小百合
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部